

## 教育・保育施設等の一覧

### ●認可保育所一覧(14園)

《認可保育所のページ 14-29》

ページ	園名	運営事業者	郵便番号	住所	電話番号 (0144)
16	うとない保育園	東雲福祉会	059-1307	ウトナイ南3丁目20番1号	82-8161
17	沼ノ端おひさま保育園	沼ノ端福祉会	059-1305	沼ノ端中央4丁目12番27号	55-0705
18	拓勇おひさま保育園	沼ノ端福祉会	059-1302	拓勇西町7丁目1番4号	52-0020
19	あけの保育園	苫小牧市福祉事業協会	053-0054	明野新町5丁目13番30号	57-3543
20	みその保育園	苫小牧市	053-0041	美園町4丁目26番10号	34-4339
21	なかの保育園	中野福祉会	053-0005	元中野町2丁目12番5号	38-5588
22	すえひろ保育園	苫小牧市福祉事業協会	053-0011	末広町1丁目2番22号	36-9656
23	山手キューピット保育園	山手の里	053-0851	山手町1丁目12番3号	73-2762
24	たいせい保育園	苫小牧市福祉事業協会	053-0806	大成町1丁目14番26号	72-9257
25	さくらぎ保育園	苫小牧市福祉事業協会	053-0832	桜木町3丁目24番23号	73-7033
26	ひよし保育園	苫小牧市福祉事業協会	053-0816	日吉町2丁目9番25号	73-7620
27	こいとい保育園	苫小牧市福祉事業協会	053-0821	しらかば町5丁目6番14号	73-2600
28	いとい北保育園	苫小牧市	053-0833	日新町4丁目3番15号	74-2110
29	錦岡保育園	錦岡福祉会	059-1264	宮前町2丁目28番15号	67-0033

### ●認定こども園一覧(19園)

《認定こども園のページ 30-70》

ページ	園名	運営事業者	郵便番号	住所	電話番号 (0144)
33	勇払幼稚園	勇払学園	059-1372	字勇払142番地の22	56-2300
35	第2はくちょう幼稚園	沼ノ端学園	059-1304	北栄町4丁目1番9号	55-2221
37	はくちょう幼稚園	沼ノ端学園	059-1304	北栄町3丁目4番6号	55-3545
39	幼稚舎あいか	百合愛会	053-0053	柳町4丁目9番17号	53-0021
41	苫小牧いずみ幼稚園 ☆	小池学園	053-0042	三光町5丁目7番29号	33-5370
43	認定こども園おとわ	みやま福祉会	053-0044	音羽町2丁目10番8号	36-5056
45	苫小牧中央幼稚園	苫小牧中央学園	053-0006	新中野町3丁目16番4号	84-7357
47	苫小牧マーガレット幼稚園	鈴木学園	053-0034	清水町2丁目11番8号	34-7810
49	苫小牧聖ルカ幼稚園	聖公会北海道学園	053-0018	旭町2丁目6番19号	36-1156
51	苫小牧ふたば幼稚園	ふたば学園	053-0027	王子町1丁目2番18号	34-6250
53	苫小牧すみれ保育園	明日萌	053-0803	矢代町3丁目7番47号	84-3520
55	かおり幼稚園	北海道キリスト教学園	053-0802	弥生町2丁目8番25号	72-5503
57	はなぞの認定こども園	沼ノ端学園	053-0853	花園町2丁目11番15号	71-6687
59	苫小牧あおば幼稚園	北海道徳風学園	053-0855	見山町4丁目6番4号	72-7411
61	原学園ひかり幼稚園	原学園	053-0811	光洋町3丁目13番2号	74-4600
63	エンゼル幼稚園	坂本北海道学園	053-0821	しらかば町5丁目6番6号	72-0101
65	ピノキオ苫小牧幼稚園	坂本北海道学園	053-0833	日新町3丁目6番10号	73-3111
67	ひかりの国幼稚園 ☆	原学園	053-0814	字糸井353番地の1	74-4800
69	苫小牧もも花幼稚園	浅利教育学園	059-1271	澄川町3丁目16番8号	67-5650

☆ 令和5年4月に幼稚園から移行しています。

## ●小規模保育施設一覧(13園)

《小規模保育施設のページ 71-86》

ページ	園名	運営事業者	郵便番号	住所	電話番号(0144)
74	苦小牧なの花保育園	明日萌	059-1307	ウトナイ南6丁目8番31号	53-6200
75	バンビ保育園	沼ノ端学園	059-1305	沼ノ端中央2丁目9番32号	53-0550
76	パンダ保育園	沼ノ端学園	059-1305	沼ノ端中央3丁目4番16号	84-1740
77	第2ひだまりのもり保育園	岡崎美加	059-1304	北栄町1丁目17番8号	84-7490
78	コアラ保育園	沼ノ端学園	059-1304	北栄町2丁目21番15号	61-1924
79	ヒヨコ保育園	沼ノ端学園	059-1304	北栄町4丁目1番6号	84-8567
80	ひだまりのもり保育園	岡崎美加	059-1302	拓勇西町4丁目14番25号	57-8205
81	苦小牧育成そよかぜ保育園	苦小牧育成	053-0031	春日町2丁目10番12号	35-1010
82	ひかりチャイルドケアセンター	原学園	053-0811	光洋町3丁目13番2号	75-1006
83	ベビーエンゼル！！	坂本北海道学園	053-0821	しらかば町5丁目5番19号	75-7373
84	ベビーピノキオ ☆	坂本北海道学園	053-0833	日新町2丁目4番29号	76-6666
85	青空にじいろ保育園	絆学園	053-0823	柏木町2丁目5番1号 1F	74-7459
86	青空ことり保育園	絆学園	059-1261	ときわ町3丁目7番24号	84-3248

☆ 令和5年4月開設です。

## ●幼稚園一覧(5園)

《幼稚園のページ 87-93》

《新制度幼稚園4園・現行制度幼稚園1園》

ページ	園名	運営事業者	郵便番号	住所	電話番号(0144)
89	苦小牧のぞみ幼稚園	小池学園	059-1303	拓勇東町8丁目1番7号	51-6200
90	駒沢苦小牧幼稚園	駒沢苦小牧学園	053-0041	美園町1丁目9番1号	33-9794
91	苦小牧藤幼稚園	藤学園	053-0045	双葉町2丁目9番9号	32-2742
92	錦岡幼稚園	小沼学園	059-1273	明德町4丁目6番60号	67-0950
93	青空幼稚園	絆学園	053-0823	柏木町2丁目3番5号	72-3266

## ●認可外保育所一覧(7園)

《認可外保育所のページ 94-102》

ページ	園名	運営事業者	郵便番号	住所	電話番号(0144)
96	植苗保育園	植苗町内会	059-1365	字植苗40番地の55	58-2456
97	キッズクラブ	稲本幸子	053-0045	双葉町2丁目5番9号	36-7721
98	苦小牧育成かすが保育園	高橋義則	053-0031	春日町1丁目6番20号	84-5559
99	ドレミ保育園	吉川昌志	053-0022	表町5丁目5番4号村上ビル 2F	82-9970
100	リトルハウス さくらんぼ	半田弘美	053-0026	幸町2丁目7番6号	36-1112
101	森のこころねようちえん	森のこころね	053-0035	字高丘60の10	080-4500-3996
102	子育てサポートセンター青空	絆学園	053-0823	柏木町2丁目5番1号 2F	75-2345

## ●企業主導型保育施設一覧(4園)

《企業主導型保育施設のページ 103-108》

ページ	園名	運営事業者	郵便番号	住所	電話番号(0144)
105	苦小牧みらい保育園	明日萌	059-1307	ウトナイ南6丁目8番36号	53-6100
106	ペンギン保育園	平成塾塾	053-0054	明野新町4丁目22番5号	84-7670
107	つちっこ保育園	奏和会	053-0034	清水町2丁目1番2号	61-1025
108	苦小牧キラキラ保育園	オーティス	053-0802	弥生町2丁目3番1号 1F	82-8878

## 教育・保育施設等の概要

現在、市内には6種の教育・保育施設等があります。各施設の概要は以下のとおりになります。

	●小規模保育施設	●認可保育所	●認定こども園	
	保護者に代わり児童を保育することを目的とした施設		(保育所)	(幼稚園)
	*小規模保育施設は、 定員6人以上19人以下で保育実施		幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つ施設	
受入	0～2歳児	0～5歳児(小学校就学前)	満3歳 または 3～5歳児(小学校就学前) *プレスクール実施園もあり	
開所日	月～土曜日 *日曜日・国民の祝日及び12月29日～1月3日は休み		基本は月～金曜日 *長期休み(春・夏・冬休み)や 臨時休園・行事振替休等があり	
時間	7時30分～18時30分 (短時間利用:8時30分～16時30分) (標準時間利用:7時30分～18時30分)		園による (8時～14時の間で4時間程度) *預かり保育は別にあり	
休日保育	申込可能 ※①		なし	
延長保育	なし	一部の施設であり	あり	
病後児保育	申込可能 ※②			
保育料等	保育料は保護者等の <b>市民税額 により決定</b> *保険料等の 実費徴収あり	(0～2歳児)保育料は保護者等の <b>市民税額により決定</b> *保険料等の実費徴収あり	<b>保育料なし</b> *保険料、教材費等の 実費徴収あり	
		(3～5歳児)保育料なし *保険料等の実費徴収あり		
申込	<b>こども育成課</b> *市役所1階18番窓口(ピンクゾーン) 電話 0144(32)6378		<b>希望する園</b> *直接申込み	
要件	<b>あり※③</b> *【保育が必要な理由】に該当		<b>なし</b> *【保育が必要な理由】の有無に 関わらず利用可能	

※① 休日保育について⇒ 13ページをご覧ください。

※② 病後児保育について⇒ 13ページをご覧ください。

※③ 【保育が必要な理由】⇒ 7ページをご覧ください。

	●幼稚園		●認可外保育所	●企業主導型 保育施設
	(新制度)	(現行制度)		
	義務教育とその後の教育の基礎を培うものとして、心身の発達を助長することを目的とした学校教育施設		国や自治体から認可されていない保育所	企業が主となり運営している認可外の保育施設
受入	<b>満3歳</b> または <b>3～5歳児</b> (小学校就学前) * プレスクール実施園もあり		<b>0歳～小学校就学前</b>	
開所日	<b>基本は月～金曜日</b> * 長期休み(春・夏・冬休み)や 臨時休園・行事振替休等があり		<b>施設による</b> * 日曜日・国民の祝日や夜間に開所する施設もあり	
時間	<b>園による</b> (8時～14時の間で4時間程度) * 預かり保育は別にあり			
休日保育	なし			
延長保育	あり			
病後児保育	<b>申込可能 ※②</b>			
保育料等	<b>保育料なし</b> * 保険料や教材費等の 実費徴収あり	<b>月額 25,700円を 上限に無償</b> * 保険料や教材費等の 実費徴収あり	<b>施設による</b>	
申込	<b>希望する園</b> * 直接申込み			
要件	なし *【保育が必要な理由】の有無に関わらず利用可能			<b>あり※③</b> *【保育が必要な理由】 に該当

◎ 詳細は、各園のページをご覧ください。

認可保育所 ➡ 14-29 ページ

認定こども園 ➡ 30-70 ページ

小規模保育施設 ➡ 71-86 ページ

幼稚園 ➡ 87-93 ページ

認可外保育所 ➡ 94-102 ページ

企業主導型保育施設 ➡ 103-108 ページ

# 幼児教育・保育無償化について

令和元年10月から、保育所・認定こども園・幼稚園・認可外保育所等を利用する3歳から5歳までの児童及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の児童の利用料が無償化されました。

## 1. 無償化の対象となる児童・施設

区分	認可施設			認可外保育所等	
	教育認定（1号認定）	保育認定（2号・3号認定）※1		保育認定 ※1	
年齢	満3歳から5歳	3歳から5歳	0歳から2歳	3歳から5歳	0歳から2歳
対象施設	・幼稚園 ・認定こども園	・保育所 ・認定こども園	・保育所 ・認定こども園 ・小規模保育施設	・認可外保育所 ・一時保育 ・ファミリーサポートセンター事業 ・病後児保育	
保育料（月額）	0円 ※2 ◎現行制度幼稚園は25,700円を上限に無償	0円 ※2	住民税非課税世帯 0円	37,000円を上限に無償	住民税非課税世帯※3 42,000円を上限に無償
その他	預かり保育※1 1日450円を上限 ◎満3歳児の預かりは住民税非課税世帯※3のみ対象	※1 無償化の対象となるためには、「 <b>保育の必要性の認定</b> 」を受ける必要があります（詳細は7ページを参照） ※2 給食費、教材費、通園送迎費、行事費などはこれまで通り保護者負担になります（副食費は免除になる場合があります。詳細は11・12ページを参照） ※3 対象となる期間については以下の通りです			
		令和5年4月～令和5年8月		令和5年9月～令和6年3月	
		令和4年度の住民税非課税世帯が対象		令和5年度の住民税非課税世帯が対象	

## 2. 保育所、幼稚園、認定こども園等を利用する児童

### 【3号認定：保育所・認定こども園(保育所部分)・小規模保育施設】

住民税非課税世帯のみが無償となります。

### 【2号認定：保育所・認定こども園(保育所部分)】

満3歳になった後の4月から無償となります。

### 【1号認定：幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)】

入園できる時期に合わせて満3歳から無償となります。

## 3. 幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)の預かり保育を利用する児童

### 【預かり保育とは】

幼稚園の教育時間が始まる前や終わった後の時間に園で児童を預かる事業のことをいいます。

### 【利用料】

<450円×利用日数>を上限に、利用料(月額)が無償となります。利用日数に応じて無償となる利用料(月額)の上限額は変動します。

## 4. 認可外保育施設等を利用する児童

### 【対象となる児童】

- (1) 3歳児から5歳児クラスの「保育の必要性の認定」を受けた児童
- (2) 住民税非課税世帯で、0歳児から2歳児クラスの「保育の必要性の認定」を受けた児童

### 【対象となる施設】

- (1) 認可外保育所 (2) ベビーシッター (3) 一時保育 (4) ファミリー・サポート・センター事業
- (5) 病後児保育

※(1)～(5)の併用はできますが、認可施設と併用した場合、無償化の対象外となります。

## 5. 企業主導型保育施設を利用する児童

### 【対象となる児童】

- (1) 3歳児から5歳児クラスの「保育の必要性の認定」を受けた児童
- (2) 住民税非課税世帯で、0歳児から2歳児クラスの「保育の必要性の認定」を受けた児童

### 【対象となる施設】

企業主導型保育施設 ※認可施設との併用はできません。

### 【利用料】

無償化の上限額については103ページをご覧ください。

## 6. 就学前の障がい児の発達支援を利用する児童

### 【対象となる児童】

3歳児から5歳児クラスの児童

### 【対象となる施設】

障がい児の児童発達支援施設 ※認可外保育所等と併用できます

「保育の必要性の認定」とは

7ページの【保育が必要な理由】に基づいて市から受ける認定のことです。  
無償化の詳細やご相談は [こども育成課 ☎32-6224](tel:03-32-6224) まで



## 保育所等利用の対象児童について【保育が必要な理由】

●認可保育所・小規模保育施設・認定こども園（保育所部分）、企業主導型保育施設の利用については次の（１）、（２）の両方に該当する児童が対象です。

（１）児童及び児童の保護者が苫小牧市に住所を有している。

（２）児童の保護者の両方が次の①から⑧のいずれかの理由により、児童を保育できない。

保育が必要な理由	内 容	保育の必要量	
		標	短
① 就労	会社や自宅等で就労（自営業含む）を月に64時間以上している	○	○
② 妊娠・出産	出産予定日の8週間前から出産日の8週後の月末まで	○	○
③ 疾病・障がい	病気やけが又は心身に障がいがある	○	○
④ 介護・看護	同居親族の介護や看護を常時している	○	○
⑤ 家庭の災害	火災、風水害、地震等の災害の復旧にあたっている	○	○
⑥ 求職活動	求職活動を継続的に行っている	×	○
⑦ 就学	就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）している	○	○
⑧ その他	上記①～⑦に類する状態にある	○	○

※標：標準時間利用（7時30分～18時30分の11時間まで）

短：短時間利用（8時30分～16時30分の8時間まで）としています。

※求職活動を理由とする場合は、短時間利用のみとなります。

※幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）・認可外保育所は、保育が必要な理由がなくても利用できます。

## 認定区分について

●認可保育所・小規模保育施設・認定こども園・幼稚園・企業主導型保育施設の利用に当たっては苫小牧市から「認定」を受ける必要があります。

認定区分	対象となる児童	利用できる施設
1号認定 （教育標準時間認定）	満3歳以上で 教育を受ける児童	幼稚園 認定こども園（幼稚園部分）
2号認定 （保育認定）	満3歳以上で 保育を必要とする児童	認可保育所、小規模保育施設 認定こども園（保育所部分）
3号認定 （保育認定）	満3歳未満で 保育を必要とする児童	

※認定申請は入所（園）申込時に行います。

※満3歳以上で認定こども園を利用する場合、【保育が必要な理由】があっても1号認定を受けることができます。

●幼稚園などの預かり保育や認可外保育施設などの利用について、助成を受けることができます。助成を受けるためには苫小牧市から「認定」を受ける必要があります。

認定区分	対象となる児童	利用できる施設
新2号認定	3歳児クラス以上	幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の 預かり保育、認可外保育施設等
新3号認定	0～2歳児クラス	

※認定申請は各施設を通して行います。詳細は5ページをご覧ください。

# 保育所等への入所申込み～入所の流れについて

## ●申込み施設

認可保育所・認定こども園（保育所部分）・小規模保育施設は下の図をご覧ください。

## ●申込み～入所の流れ

### ① 市役所等から入所申請書をもらう

申込みに必要な書類をお渡しします

☆ もらえる場所 ☆

- (1)市役所こども育成課(18番窓口)
- (2)子育て支援センター
- (3)各園、各施設

### ② 市役所に入所申請書を提出する

毎月15日が締切です

15日が土日祝の場合はその前の平日となります。

※締切日を過ぎた申込みについては、翌月分の選考になります

### ③ 入所調整後、市役所から連絡がくる

申請書類により市が選考します

入所調整とは、市が定める基準に基づき、保護者の状況などに応じて保育の必要性などから優先順位をつけ、利用する施設の調整を行うことです

### ④ 施設と面接をする

希望したいすれかの施設と親子で面接します

面接により、集団での保育が困難であると認められた場合、施設を利用できないことがあります

### ⑤ 入所が決定する

入所決定を郵送等でお知らせします

市、または各施設から通知します

### ⑥ 入所する

毎月1日が入所日となります

入所開始日から慣らし保育があります



※認定こども園（幼稚園部分）・幼稚園・認可外保育所・企業主導型保育施設は、各園に直接申込みください。

※4月の入所申込みについては例年12月頃からとなりますので、詳しくはホームページ・広報とまこまいをご覧ください。



申請書類はこちらからご確認いただけます



# 保育料について

## 0～2歳児クラス（3号認定）

### 1. 保育料算定のしくみについて

(1) 保育料は、保護者等（父母）の市町村民税額の合計額で算定します。  
ただし、次の①②の場合は例外となります。

保育料の詳細は  
こちら↓

令和5年4月～令和5年8月の保育料	令和5年9月～令和6年3月の保育料
令和4年度の市町村民税 (令和3年分所得) に基づいて決定	令和5年度の市町村民税 (令和4年分所得) に基づいて決定



#### ①同居の祖父母がいる場合

▶ 父母の収入が一定額（令和5年4月1日現在では、年収が父母合わせて約170万円、ひとり親約140万円）以下であれば、祖父母の税額の高い方も算定に含めます。

#### ②ひとり親家庭が同居により事実婚状態となったあるいは離婚後も父母が同居している場合

▶ 2人の税額の合計額で算定します。

(2) 住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除などの税額控除は、保育料算定上控除の対象にはなりません。

(これらを控除する前の税額により算定します。)

### 2. 令和5年度 保育料徴収金額表（月額）について

階 層		0～2歳児クラス 令和2年4月2日以後生まれ ※ ( ) 内はひとり親世帯又は在宅障がい者世帯				(単位：円)	
		標準時間		短時間			
		基準額	半額	基準額	半額		
A	生活保護世帯等	0	0	0	0	③	
B	市民税非課税世帯	AB	0	0	0		0
		B	0	0	0		0
C1	市民税均等割のみ	0	0	0	0		
①	市民税所得割 33,300円未満	C2	9,800 (2,450)	0	9,600 (2,400)		0
		C3	13,200 (3,300)	0	13,000 (3,250)		0
		C4	14,100 (3,500)	0	13,900 (3,500)		0
		C5	16,700 (4,200)	0	16,400 (4,100)		0
		C6	21,400 (5,350)	0	21,000 (5,250)		0
		C7	25,400	0	25,000		0
		C8	31,600	0	31,100		0
		C9	39,200	0	38,500		0
		C10	42,900	0	42,200		0
		②	346,600円以上	C11	47,100		23,550
C12	53,000			26,500	52,100		26,050
C13	61,000			30,500	60,000	30,000	
C14	66,500			33,250	65,400	32,700	
C15	75,600			37,800	74,300	37,150	

### 3. 標準時間・短時間の認定区分

保育を必要とする時間によって、【標準時間認定】と【短時間認定】に区分されます。

(1) 【標準時間認定】：7時30分～18時30分の間で11時間までの利用

(2) 【短時間認定】：8時30分～16時30分の間で8時間までの利用

※求職活動・育児休暇を理由としている場合は、原則短時間認定となります。

### 4. 保育料の軽減世帯について

#### 多子世帯（2人以上お子さんがいる世帯）

① **C2～C10階層世帯**（※上のお子さんの年齢要件なし）

▶生計が同一のお子さんについて、年齢が高い順に数えた場合、**第2子以降は保育料が無料**となります。

② **C11～C15階層世帯**（※上のお子さんの年齢要件あり）

▶同一世帯から2人以上の入所児等（保育園、認定こども園、幼稚園、企業主導型保育施設等）がいる場合、**第2子の保育料は原則半額**、**第3子以降は無料**となります。

#### ひとり親世帯又は在宅障がい者世帯

③ **C2～C6階層世帯が対象**

▶第1子の保育料が基準額の1/4となり、左表（）内の額となります。

#### 《左表の表の見方》

階層 \ 世帯	右記以外の世帯		ひとり親世帯又は在宅障がい者世帯	
	第1子	第2子以降	第1子	第2子以降
C2～C6	【基準額】の保育料	① 無料 ※上の子の年齢要件なし	③ 左表（）内の保育料	① 無料 ※上の子の年齢要件なし
C7～C10			【基準額】の保育料	
C11～C15		② 第2子は半額 第3子は無料 ※保育所・幼稚園・こども園等に通っている子から数えます		② 第2子は半額 第3子は無料 ※保育所・幼稚園・こども園等に通っている子から数えます

#### 【保育料についてのお問い合わせ】

苫小牧市健康こども部こども育成課 幼児保育係

電話：0144-32-6378（直通）



## 3～5歳児クラス（2号認定）

### 1. 無償化の対象外経費について

通園送迎費・行事費・給食費等は、無償化の対象外となります。

### 2. 給食費について

給食費は主食費と副食費に分けられます。

主食費：主食になるお米や麺、パン等にかかる費用

副食費：おかず・おやつ・牛乳等にかかる費用

給食費は保護者の皆様にご負担いただくことが原則となりますが、副食費につきましては、一部の世帯で免除されます。

副食費の免除は、以下の表のとおり決定されます。

所得割額の  
計算方法は  
こちら↓↓

令和5年4月～令和5年8月の免除	令和5年9月～令和6年3月の免除
令和4年度の市町村民税 （令和3年分所得）に基づいて決定	令和5年度の市町村民税 （令和4年分所得）に基づいて決定



### 3. 令和5年度 副食費徴収額（月額）・免除世帯について

市階層		3～5歳児クラス 【右記以外の世帯】		3～5歳児クラス 【ひとり親世帯又は在宅障がい者世帯】			
		第1子・第2子	第3子以降	第1子・第2子	第3子以降		
区分	定義	副食費免除		副食費免除			
A	生活保護世帯等						
B	市民税非課税世帯					AB	
						B	
C1	市民税均等割のみ						
C2	市民税所得割 33,300円未満						
C3	48,600円未満						
C4	50,900円未満						
C5	63,600円未満						
C6	78,600円未満					副食費免除 ※上の子の年齢要件なし	副食費免除 ※上の子の年齢要件なし
C7	97,000円未満						
C8	117,300円未満						
C9	138,300円未満					全額負担	全額負担
C10	169,000円未満						
C11	183,300円未満						
C12	228,900円未満						
C13	301,000円未満						
C14	346,600円未満						
C15	346,600円以上	副食費免除 ※保育所・幼稚園・こども園等 に通っている子から数えて 3人目以降の児童	副食費免除 ※保育所・幼稚園・こども園等 に通っている子から数えて 3人目以降の児童				

※免除世帯となった場合は、市から通知をします。

## 満3歳・3～5歳児クラス（1号認定）

### 1. 【現行制度幼稚園】について

保育料は月額25,700円を上限に無償となります。

### 2. 無償化の対象外経費について

通園送迎費・行事費・給食費等は、無償化の対象外となります。

### 3. 給食費について

給食費は主食費と副食費に分けられます。

主食費：主食になるお米や麺、パン等にかかる費用

副食費：おかず・おやつ・牛乳等にかかる費用

給食費は保護者の皆様にご負担いただくことが原則となりますが、副食費につきましては、一部の世帯で免除(補助)されます。

副食費の免除は、以下の表のとおりとなります。

所得割額の  
計算方法は  
こちら↓↓

令和5年4月～令和5年8月の免除	令和5年9月～令和6年3月の免除
令和4年度の市町村民税 (令和3年分所得)に基づいて決定	令和5年度の市町村民税 (令和4年分所得)に基づいて決定



### 4. 令和5年度 副食費免除世帯について

階層	市民税所得割額	第1子・第2子	第3子以降
A階層	生活保護世帯	副食費免除	
B階層	市民税非課税		
C階層	77,100円以下		
D階層	D1	167,400円以下	副食費免除 ※上の子の年齢要件なし
	D2	167,401円以上	副食費免除 ※小学3年生から数えて 3人目以降の児童
E階層	211,201円以上	全額負担 (園によって金額が 異なります)	

※免除世帯となった場合は、市から通知をします。

#### 【お問い合わせ】

副食費免除について>>>> 苫小牧市健康こども部こども育成課 幼児保育係  
電話：0144-32-6378 (直通)

各園の実費徴収について>>> 通園されている(今後、入園を希望される)園へ



# 病後児保育について

児童が病気やけがの回復期の時、保護者が勤務等の都合により児童を家庭で保育できない場合、病児保育を利用することができます。利用するためには、登録が必要です。

## 1. 対象となる児童

- (1)認可保育所及び認定こども園、小規模保育施設、幼稚園、認可外保育所、企業主導型保育施設に入所している、満1歳以上の児童
- (2)授乳・離乳食が完了し、一人歩行が可能な児童
- (3)入院の必要がない疾病の回復期にあって集団保育が困難な児童 ※医師が記入した書類が必要です。

## 2. 実施保育園と定員・利用時間

### 【実施園・定員】

みその保育園（美園町） 受入人数：おおむね2人（病後児のみ）

### 【利用時間】

午前8時30分から午後5時までの間（厳守） ※月曜日～金曜日

## 3. 利用について

事前登録、仮予約が必要です。また、利用料と給食費が掛かりますので、詳細はみその保育園に直接お問い合わせください。

# 休日保育（2号・3号認定のみ）について

日曜・祝日に保護者が勤務により児童を保育できない場合、休日保育を利用することができます。利用するためには登録が必要です。※12/29～1/3の間はお休みです

## 1. 対象となる児童

- (1)2号又は3号認定を受け、市内の認可保育所及び認定こども園、小規模保育施設に入所している、令和5年4月1日時点で、1歳以上の児童
- (2)日曜・祝日に保護者の就労により保育の必要性が認められる児童
- (3)授乳・離乳食が完了し、一人歩行が可能な児童

## 2. 実施保育園と定員・利用時間

### 【実施園・定員】

(1)うとない保育園（ウトナイ南） 定員：おおむね10人 受入：1歳児クラス以上  
（祝日おおむね20人）

(2)みその保育園（美園町） 定員：おおむね20人 受入：1歳児クラス以上

(3)たいせい保育園（大成町） 定員：おおむね10人 受入：3歳児クラス以上

### 【利用時間】

午前8時から午後6時までの間（厳守） ※保育時間は、保護者の勤務時間により異なります。

## 3. 利用について

- (1)入所した月の翌月から利用できます。利用希望の際は、在籍園を通して利用登録を行います。
- (2)利用登録をした保護者は、在籍園へ利用の申込みをしてください。
- (3)申込みのあった方の中から、利用者を決定します。定員等の関係で利用できない場合がありますので、ご了承ください。